

秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例
秋田市感染症の診査に関する協議会条例（平成11年秋田市条例第17号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「3 人以上」を「5 人以内」に改め、同項第 2 号
および第 3 号中「1 人以上」を「2 人以内」に改める。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加
える。

（部会）

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定め
る。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があら
かじめ指名した当該部会に属する委員のいずれかの 1 人がその職務を代
理する。

6 第 3 条第 2 項および第 3 項ならびに前条の規定は、部会の会議につい
て準用する。

7 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議
決とすることができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。